

議会運営委員会

日 時 令和 3 年 3 月 4 日 (木) 午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 追加議案の概要説明について

○第 5 0 号議案から第 6 2 号議案

2 3 月 5 日 (金) の議事日程等について

(1) 議事日程

第 1 一般質問

第 2 第 5 0 号議案から第 6 2 号議案 (提案理由説明、質疑、付託)

第 3 第 1 号議案から第 4 0 号議案 (質疑、予算特別委員会設置、付託)

第 4 第 4 1 号議案から第 4 9 号議案 (質疑、付託)

(2) 付託先

○付託表のとおり (3 / 5 本会議へ持参)

(3) 予算特別委員

○別紙名簿のとおり (3 / 5 本会議へ持参)

(4) 質疑

① 方式、回数 (先例・申合せ)

○日程第 2 (追加提案): 一問一答方式により、先に項目数を述べ 1 項目 3 回まで。

項目数に制限はないが概ね 3 項目以内。

○日程第 3、第 4 (当初提案): 一括方式により、3 回まで (通告制)。

② 質疑順序

○日程第 3 (第 1 号議案から第 4 0 号議案) ①_____ ②_____

○日程第 4 (第 4 1 号議案から第 4 9 号議案) ①_____ ②_____

(5) 討論通告 (3 月 9 日議決分)

○対 象 第 4 6 号議案及び第 5 0 号議案～第 5 9 号議案

(ガレリアかめおか指定管理者指定及び補正予算 1 0 件)

○期 限 3 月 8 日 (月) 常任委員会終了時

3 3月5日（金）の会議予定について

- ① 10:00～ 本会議（一般質問、追加議案提案、付託、予算特別委員会設置）
- ② 終了後 予算特別委員会 <正副委員長互選>
※本会議終了後、全員協議会室へ

4 3月8日（月）の会議予定について

- 各常任委員会 10:00～
<議案審査（第46号議案、補正予算は採決まで）>

5 3月9日（火）議事日程及び会議予定（案）について

（1）議事日程

諸報告（予算特別委員会正副委員長名）

第1 第46号議案及び第50号議案から第59号議案（委員長報告～表決）

（2）会議予定（案）

- ① 11:00～ 各常任委員会 <委員長報告の確認>
(議運事前調整)
- ②(11:30～) 議会運営委員会（幹事会）
(会派会議)
- ③(13:30～) 本会議 <議案採決>
- ④(終了後) 各常任委員会 <議案審査>
- ⑤(終了後) 予算特別委員会事前調整（正副委員長）

6 例規改正について

- （1）委員会条例【別紙No.1】
- （2）会議規則 【別紙No.2～No.4】

7 その他

- 次回の議会運営委員会 3月9日（火）（11:30～）

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務文教常任委員会 8人</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会事務局の所管に属する事項 (2) 市長公室の所管に属する事項 (3) 企画管理部の所管に属する事項 (4) 生涯学習部の所管に属する事項 (5) 総務部の所管に属する事項 (6) 会計管理室の所管に属する事項 (7) 教育委員会の所管に属する事項 (8) 監査委員の所管に属する事項 (9) 他の常任委員会の所管に属さない事項 <p>環境厚生常任委員会 8人</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境市民部の所管に属する事項 (2) 健康福祉部の所管に属する事項 (3) こども未来部の所管に属する事項 (4) 市立病院の所管に属する事項 <p>産業建設常任委員会 7人</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 産業観光部の所管に属する事項 (2) まちづくり推進部の所管に属する事項 (3) 上下水道部の所管に属する事項 (4) 農業委員会の所管に属する事項 	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務文教常任委員会 8人</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会事務局の所管に属する事項 (2) 市長公室の所管に属する事項 (3) 政策企画部の所管に属する事項 (4) 生涯学習部の所管に属する事項 (5) 総務部の所管に属する事項 (6) 会計管理室の所管に属する事項 (7) 教育委員会の所管に属する事項 (8) 監査委員の所管に属する事項 (9) 他の常任委員会の所管に属さない事項 <p>環境市民厚生常任委員会 8人</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境先進都市推進部の所管に属する事項 (2) 市民生活部の所管に属する事項 (3) 健康福祉部の所管に属する事項 (4) こども未来部の所管に属する事項 (5) 市立病院の所管に属する事項 <p>産業建設常任委員会 7人</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 産業観光部の所管に属する事項 (2) まちづくり推進部の所管に属する事項 (3) 上下水道部の所管に属する事項 (4) 農業委員会の所管に属する事項

会議規則の改正について

1 欠席の届出関係【別紙No. 3】

「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定(R2.12)を踏まえ、多様な人材が市議会への参画を促進する環境整備の一環として、全国市議会議長会が規定する標準会議規則に、すでに規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」が明文化されることとなった。

また、法令上の「事故」の概念と一般社会における「事故」概念との隔たりを解消するため、一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由として「公務」「疾病」が規定される。

なお、第2条及び第91条の各第2項に規定されている、出産予定日「前」に関し、標準会議規則では「出産予定日の6週間前・・・」となっているが、「亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」に基づきすでに規定されている、亀岡市議会の先例・申合せでは「出産のために欠席する場合の日数は、産前8週(多胎妊娠の場合は14週)、産後8週の範囲内とする」と規定していることから、今回の本市議会の改正規則についても「出産予定日の8週間前・・・」と規定するものである。

2 請願書への押印関係【別紙No. 4】

行政手続等で求められてきた押印について、地方議会においてもデジタル化政策の一環として、議会運営に当たり特段の支障がない事項については、押印を廃止することが適当とされている。この観点から、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改めることと併せ、請願者が法人の場合について、標準市議会会議規則が改正されることとなった。

また、記名押印の内容が残された理由としては、身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反する恐れがあり問題が多いことによる。これにより、単に押印を廃止するのではなく、選択肢として記名押印を残すこととしたものである。

なお、本市議会独自で定めていた、ただし書き「ただし、複数の者により請願を行う場合、請願者のうち提出者以外の者は、署名をもって記名押印に代えることができる。」は、今回の改正規則との整合を図るため、削除することとする。

* 関係例規等

亀岡市議会 先例・申合せ 11

出産のために欠席する場合の日数は、産前8週(多胎妊娠の場合は14週)、産後8週の範囲内とする。

亀岡市職員の「勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」(別表抜粋)

期間：出産予定日の前8週間以内(多胎妊娠の場合は、14週間以内)の日から出産の日までの期間

亀岡市議会会議規則(昭和53年亀岡市議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

ただし、複数の者により請願を行う場合、請願者のうち提出者以外の者は、署名をもって記名押印に代えることができる。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 省略

4 省略

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日 及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 省略

5 省略